

クリーニング師免許に関する各種手続きについて

クリーニング師免許に関する各種申請の手続きは、住所地の最寄りの保健所で、
県外の方は奈良県庁本庁舎3階、消費・生活安全課で行います。

- クリーニング師の免許を申請する場合（新規）
 1. クリーニング師免許申請書
 2. クリーニング師試験合格証書（紛失した場合はお問い合わせください。）
 3. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の出願時から氏名又は本籍に変更があった場合は戸籍謄本又は戸籍抄本）（外国人にあっては、国籍の記載のある住民票の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者）にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
※いずれも発行日から6か月以内の原本を提出ください。
 4. 申請手数料（奈良県収入証紙 5, 600円分）
 5. 印鑑（申請書に本人が署名する場合は押印省略可）
- 氏名・本籍地（都道府県）が変わった場合（訂正交付）
 1. クリーニング師免原簿訂正・免許証書換交付申請書
 2. 旧免許証
 3. 戸籍抄本
（外国人にあっては、在留カード若しくは特別永住者証明書の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者）にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し）
※いずれも発行日から6か月以内の原本を提出ください。
 4. 申請手数料（奈良県収入証紙 2, 900円分）
- 紛失、破損等により免許証の再交付を申請する場合（再交付）
 1. クリーニング師免許証再交付申請書
 2. 旧免許証
 3. 紛失の場合は身分を証明するもの（運転免許証、パスポート、健康保険証等、マイナンバーカード等）の写し
ただし、受付時に原本照合しますので、原本をお持ちください。
※なお、郵送で申請をされる場合は、身分を証明するものを2種類同封してください。
 4. 申請手数料（奈良県収入証紙 3, 400円分）
- クリーニング師が死亡等により登録を削除する場合
 1. クリーニング師登録抹消申請書
 2. クリーニング師免許証
 3. 印鑑

※奈良県収入証紙は、奈良県庁1階奈良県職員互助会（総務厚生センター西執務室内）、各保健所及び南都銀行の一部で購入することができます。

手続き・お問い合わせ先

◆県内在住の方 最寄りの保健所

郡山保健所衛生課	大和郡山市満願寺町60-1（郡山総合庁舎内）	0743-51-0193
中和保健所生活衛生課	橿原市常盤町605-5（橿原総合庁舎内）	0744-48-3033
吉野保健所衛生課	吉野郡下市町新住15-3	0747-64-8131
内吉野保健所地域生活課	五條市本町3-1-13	0747-22-3051
奈良市保健所生活衛生課	奈良市三条本町13-1	0742-93-8395

◆奈良県外在住の方

奈良県くらし創造部消費・生活安全課
奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3階） 0742-27-8674